

基本目標 7

町民とともに創る持続可能なまち

【町民参加・行財政】



《基本施策》

1. 協働のまちづくりの推進
2. 地域に開かれた行政運営の推進
3. 計画的・効率的な行財政運営の推進
4. スマート自治体への体制整備
5. 広域行政の検討と推進

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS



基本施策 7-1

協働のまちづくりの推進

現状と課題



- 本来の地域自治は、地域でできることは地域で解決し、地域でできないことを行政が補っていくというものですが、人間関係の希薄化、少子高齢化、人口減少等により、地域の活力が低下しつつあります。
- 協働のまちづくりの一環として、地区懇談会等を開催し、まちづくりに向けた意見交換の機会を設けています。
- 地域コミュニティの高齢化や担い手不足等の課題に対応するため、分館長等の地域のリーダーとなる担い手づくりを推進し、分館や地域コミュニティを活性化していく必要があります。
- 各課において協働の取組みができるよう、それぞれの分野における地域のリーダーを養成する講座を開催しています。今後も町民による主体的な地域づくりに向けて意識改革が行われるよう、講座への参加促進や積極的な広報を行う必要があります。
- 広報紙等における町内の地域づくり団体(分館・ボランティア団体等)の紹介、コミュニティ活動や地域づくりに係る町内外の優良事例等の情報提供が十分ではないため、先進事例の活動の紹介や情報提供等を行っていく必要があります。
- まちづくり補助金の活用により、地域の特色を生かしたコミュニティ活動を推進しています。また、分館長会議において、分館長同士の交流の場を設けることで、地域での共通課題や活動について、情報交換を行う環境を整えています。

基本方針

町民・地域・行政の役割分担を再確認し、「自助」、「共助」、「公助」の地域づくりを進めます。

「シビックプライド」の意識をもつ町民の増加により、まちの魅力づくり、情報発信等に積極的に参加する人を増やし、町民による活力あるまちづくりを推進します。

協働のまちづくりを推進するため、まず「自助」、「共助」で解決する地域力を養成します。「自助」、「共助」で解決できない部分を行政が「公助」として提供し、町民と行政の役割分担を明確にするとともに、「自助」、「共助」の動きを活性化するため、引き続き地域のリーダーを養成する講座を行う等、意識の醸成を図ります。

評価指標

指標	現状値	目標値
まちづくり補助金独自事業数	98件(令和5年度)	100件(令和11年度)

第1部
概要

第2部
基本構想

第3部
総合戦略

第4部
後期基本計画

個別施策

(1) 協働のまちづくり

町民と行政との協働のまちづくりを推進するため、町民、企業、各種団体、行政が情報共有を図りながら、仕組みづくりに取り組みます。

「自助」、「共助」、「公助」の地域づくりを推進するため、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ、戸別受信機、スマホアプリ等を通してまちの現状を伝えるとともに、地域の意見を集約し、まちづくりに向けた提案の機会を設ける等、行政と地域が情報を共有し、協働事業を進めます。

各課に協働事業提案を働きかけるとともに、町民への協働事業のPRを積極的に行い協働のまちづくりを進めます。

【主な取り組み】

◆地域づくりの事業例等の紹介・広報

(2) 地域づくり団体等の育成

町民のまちづくりや地域づくりへの参加を促進するため、町内の地域づくり団体(分館・ボランティア団体等)について広報紙やホームページ等を活用し、地域の特色や実情に合わせた組織づくりを実践する活動等を周知するとともに、協働のまちづくりを進めるための学習講座を開催する等、町民の自治意識の醸成に努めます。

それぞれの分野において地域づくりのリーダーを担う人材の育成を目的とした各種講座を実施します。また、開催に際しては、若い人や女性の参加が増えるよう積極的に事業の広報に努めます。

地域で自主的に活動している地域づくり団体を支援するとともに、団体の交流を促進し、共通する課題や地域づくり活動についての情報交換機会を提供する等、団体間相互のネットワーク化を支援します。

【主な取り組み】

◆地域づくり団体の交流促進

◆団体間の相互交流・ネットワーク化

(3) 分館活動の活性化

地域コミュニティに対する町民の関心を継続して高めるため、活動に関する町内外の優良事例等の紹介や情報提供を行い、その輪を広げます。また、自主的な分館活動を支援するため、活動実績に基づくまちづくり補助金を交付することにより、活動の活性化を図ります。

分館の各種活動団体が連携・協力し、生涯学習、文化、スポーツ等のイベントを通して、子どもから高齢者まで多様な世代間交流を図り、お互いが顔見知りになる関係の再構築を促進します。

町民が地域コミュニティに参加して活動することを促すため、公民館等での健康づくり、地域福祉、子どもの健全育成、地域づくり、自主防災、防犯、環境保全等の地域課題をテーマとした学習講座等での情報提供を行います。

【主な取組み】

◆まちづくり補助金による支援

◆先進事例の紹介・広報

(4) 分館活動を担う人材の育成

様々な分野の各種講座を開催し、地域活動を主体的に行う人材を育成します。

分館の先達がこれまでの活動経験により得られた知見やノウハウ、人脈等を分館活動を通して、次代のリーダーや若い人たちに伝達することができる交流の場を設けられるよう、まちづくり補助金(独自事業)等により支援します。

【主な取組み】

◆地域づくりのリーダーの育成

基本施策 7-2

地域に開かれた行政運営の推進

現状と課題



- これからのまちづくりにあたっては、行政のみがその役割を担うのではなく、町民の主体的な参加と協働が不可欠となっています。
- 公正で開かれた町政運営のため、情報公開条例に基づき、情報公開請求件数等をホームページで公開しています。また、一部の審議会等では議事録の公開も行っています。
- 行政情報については、広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ、戸別受信機、スマホアプリ等により広く町民に提供し、地区懇談会において意見聴取や意見交換を行っています。
- 広報紙等の各戸配布や回覧文書については、現在の配布方法が地域の負担になっていることや配送経費が増加していることから、今後は、デジタル技術の活用により、すべての世帯に確実に情報を届けられる新たな仕組みを研究する必要があります。
- 「里庄町パブリックコメント実施要綱」に基づき、パブリックコメントが必要となる事案については実施しています。

基本方針

より開かれた町政を推進するため、公開が可能な情報について、積極的に広報紙、ホームページ、戸別受信機、スマホアプリ等を使って公開するとともに、町民が積極的に町政に参画できるよう、パブリックコメントの継続実施や各種委員会における委員公募制度の活用を推進します。

評価指標

指標	現状値	目標値
パブリックコメントの導入率	100%(令和5年度)	100%(令和11年度)

個別施策

(1) 情報公開の推進

公正で開かれた町政運営を図るため、情報公開制度及び個人情報保護制度について周知啓発に努めます。また、個人情報の保護に配慮したうえで、里庄町情報公開条例に基づき、情報公開請求について適切に情報公開を行うとともに、その件数をホームページ等を活用し公表しています。

【主な取組み】

◆情報公開制度の適切な運用

(2) 広報・公聴活動の充実

広報紙、ホームページ、ケーブルテレビ、ラジオ、戸別受信機、スマホアプリ等により、デジタル技術も活用しながら行政情報を町民にわかりやすく提供します。

各分野において、町民の意見を町政に適切かつ迅速に反映させるため、各種団体や地区での懇談会、町民意見箱、電子メール等を利用して意見聴取に努めます。

広報紙等の各戸配布や回覧文書については、現在の配布方法が地域の負担になっていることや配送経費が高くなっていることから、今後は、デジタル技術の活用により、すべての世帯に確実に情報を届けられる新たな仕組みを研究します。

【主な取組み】

◆広報活動の充実

◆公聴活動の充実

◆デジタル技術を活用した広報紙等の配布方法の検討

(3) 町民参加制度の充実

各種計画策定等における重要事項については、引き続き、パブリックコメントを実施していきます。

広く町民の意見を施策に反映させるため、各種委員会における委員公募制度の活用を推進していきます。

【主な取組み】

◆パブリックコメントの継続的实施

◆委員公募制度の推進

現状と課題



- 人材の育成にあたっては、これまでの里庄町人材育成基本方針に人材の確保を加え、「里庄町人材育成・確保基本方針」として令和6年度(2024年度)に改訂しました。
- 職員の業務量の増加や業務内容の多様化が進んでいます。また、専門性の高い人材の育成も必要となっており、それらに対応するために令和4年度(2022年度)から職員定数を10人増やし、体制を整えています。また、事務の民間委託や省力化を進めていく必要があります。
- 本町では、「里庄町行政改革大綱」に基づく行財政改革の推進により、事業の見直し・廃止やコスト削減による歳出の抑制を行うとともに、ふるさと納税の推進による財源確保に努めた結果、主要な財政指標である経常収支比率、実質公債費比率、将来負担比率等については、現状では十分に健全性を保つことができています。一方で、今後は、人件費や扶助費、公債費等の経常的経費や、施設の老朽化に伴う普通建設事業費の増加が見込まれることから、今後も持続可能な行財政運営を行っていくためには、引き続き限られた財源の中で事業の優先度を精査しながら適正な歳出の執行に努めるとともに、歳入の確保にも努める必要があります。
- 「里庄町公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設計画」を策定し、施設やインフラに係る負担を平準化するとともに、財政状況を考慮しつつ施設の長寿命化を図る必要があります。また、耐震性に問題のある「中央公民館」・「福社会館」の整備について検討を進めていく必要があります。
- まちが保有する未利用地(町有地)については、維持管理に費用がかかる等の状況により、資産としての有効活用ができていないため、今後の利用方法や売却について課題があります。

基本方針

安全・安心、子どもの教育、子育て、高齢者福祉、生活基盤の整備等、町民ニーズに対応した施策を進めるため、事業・組織の見直しや公共施設等のあり方等を検討し、財政運営の健全化を図ります。

また、それらの施策について積極的に情報提供を行い、現状の周知に努めます。

評価指標

指標	現状値	目標値
将来負担比率※1	将来負担ゼロ(令和5年度)	将来負担ゼロ(令和11年度)
経常収支比率※2	88.3%(令和5年度)	92.0%未満(令和11年度)
実質公債費比率※3	7.6%(令和5年度)	8.5%(令和11年度)

※1 将来負担比率:一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

将来負担比率=将来負担額-(充当可能基金額+特定財源見込額+地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額)÷標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額。

※2 経常収支比率:毎年度経常的に収入される一般財源のうち、毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合(財政構造の弾力性を判断するための指標)

経常収支比率=経常的経費に充当された一般財源÷(経常一般財源+臨時財政対策債)×100

※3 実質公債費比率:一般会計等が負担する実質的な公債費に費やした一般財源の額(元利償還金及び準元利償還金)の標準財源規模を基本とした額に対する比率の過去3年間の平均値(地方債の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化したもので、資金繰りの程度を示す指標)

実質公債費比率=(地方債の元利償還金+準元利償還金)-(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)÷標準財政規模-元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額

個別施策

(1) 効率的な行政運営の推進

行政改革については、引き続き「里庄町行政改革大綱」に基づき着実に実施していきます。

指定管理者制度の維持に努めるとともに、民間委託やデジタル技術等の活用により、業務の効率化を図ります。

現在の課の執行体制を再評価し、適切な人材の配置を行います。特に、働き方改革を念頭に職員のワーク・ライフ・バランスを維持しつつ、質の高い行政サービスの提供と行政運営に取り組むことができる体制を整えます。

「里庄町人材育成・確保基本方針」に基づき、DX人材も含めた人材の育成・確保を推進します。一般職員については、早出遅出勤務の導入等多様な働き方を選択できる仕組みづくりに努めます。また、会計年度任用職員※制度の安定的な運用と会計年度任用職員の効果的な配置を図ります。

人事評価制度については、評価者と被評価者の両者が取り組みやすい体制を構築するため、人事評価システムの導入を検討します。

簡素で効率的な行政運営を図るとともに、また、財源確保を図るため、未利用財産の売却促進及び資産の有効活用を検討します。

【主な取組み】

◆行政改革の実施

◆適正な人事管理と人材育成

◆会計年度任用職員制度の安定的な運用

◆未利用財産の売却促進及び資産の有効活用の検討

(2) 健全な財政運営の推進

「里庄町行政改革大綱」に基づき、行財政改革をさらに進めることで事業の見直し・廃止やコスト削減による歳出の抑制を行います。

また、町税の収納を確実かつ着実に行っていくとともに、ふるさと納税や企業版ふるさと納税、定住促進事業等の推進により財源確保に努め、長期的には企業誘致等により安定した歳入の確保に努めます。

施設利用等における使用料・手数料等は受益者負担の原則に基づいた見直しや運用について検討し、維持管理の財源確保に努めます。

これまでの事務事業を見直し、スクラップ&ビルド*により費用対効果を高めます。

「里庄町公共施設等総合管理計画」に基づき、「個別施設計画」を策定し、施設・インフラに係る負担を平準化するとともに、財政状況を考慮しつつ施設の長寿命化に取り組みます。また、「中央公民館」・「福社会館」については耐震性に問題があるため、費用対効果の面から2施設を1つにまとめ、複合施設の整備に向けた検討を進めます。

財政に関する情報を広報紙やホームページ等で提供し、積極的な現状の周知を図ります。

【主な取組み】

- | | |
|-------------|-------------------------|
| ◆財政計画の策定 | ◆安定財源の確保 |
| ◆事務事業の整理合理化 | ◆受益者負担の適正化 |
| ◆積極的な情報提供 | ◆公共施設等のファシリティマネジメント*の実施 |

【関連計画】

- 人材育成・確保基本方針策定指針（総務省）
- 里庄町行政改革大綱
- 里庄町人材育成・確保基本方針
- 里庄町公共施設等総合管理計画



里庄町役場

現状と課題



- デジタル化の取組みが少し遅れていますが、今後はデジタル技術を活用した業務の効率化を図り、地域課題の解決や新たな価値の創出に取り組む必要があります。
- 地方公共団体が基本的な事務を処理するための情報システム(基幹系システム)について、地方公共団体ごとに情報システムに差異があることから、国が示す標準仕様に合わせるとともに、利便性の向上を目的にクラウド化させる取組みを実施しています。
- 住民サービスの向上を図るため、マイナンバーを利用した行政手続のオンライン化として、ぴったりサービス(子育て、介護、被災者支援)の整備や図書館の本の貸し出しを行っています。また、庁内業務の効率化を図るため、AIを活用した議事録作成支援システムを導入しています。一方で、IT*機器の操作に不慣れな人や自宅にインターネット環境がない家庭等、受けられるサービスの水準に格差が生じています。
- ICTの活用に向けた敷居を低くしていくことが求められる中、情報を発信する側の技術革新やモラルの向上とともに、情報を享受する側の知識や情報リテラシー*(情報活用力)の向上が必要となっています。
- ホームページ上の個別ページについては、ウェブアクセシビリティ*のチェック機能が搭載されており、高齢者や障がいのある人を含む誰もが見やすいように構築できている一方で、目的のページまでのたどり方がわかりにくい部分もみられます。

基本方針

限られた財源と人的資源で、行政サービスの維持・向上を図りつつ、行政コストを削減するため、行政手続きのオンライン化やAI等の活用による業務の自動化・効率化等を推進します。

業務担当職員や法令・人事・財政担当職員を含め、町職員全員が庁内研修等により、ICTリテラシーを学習します。

高齢者や障がいのある人を含めた誰もがICTを利活用できる環境を実現するため、戸別受信機、スマホアプリの活用、パソコン・スマホ教室の開催、ケーブルテレビにおける字幕放送や手話放送の拡張等に取り組みます。

評価指標

指標	現状値	目標値
公衆無線LAN(Wi-Fi)の設置箇所	0箇所(令和5年度)	3箇所(令和11年度)
ホームページ年間アクセス数	257,000件(令和5年度)	280,000件(令和11年度)

個別施策

(1) 行政プロセスやシステムの標準化

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、情報システム(基幹系システム)を国が示す標準仕様書に則ったシステムに移行します。また、システム移行は令和7年度(2025年度)までとし、情報システム(基幹系システム)に係る17業務とします。

【主な取組み】

◆業務プロセスの標準化

◆セキュリティを考慮したシステムの導入

(2) 住民サービスの向上

町民の利便性を高めるため、パソコン等からの申請手続きを広げていきます。また、誰もがデジタル社会の恩恵を享受できる環境の整備を行います。

IT機器の操作に不慣れな高齢者等に対して、パソコン・スマホ教室を開催し、町民各自のスキルに応じたIT機器の活用推進により、誰でも、いつでも、どこでも必要な情報を取得できる情報バリアフリーの推進を図るとともに、デジタルデバイドの解消に努めます。

AI等を活用することにより、業務の効率化や生産性の向上を図るとともに、住民サービスの向上につなげます。

また、情報セキュリティポリシー*の改訂を行い、町職員のICTリテラシーの向上に努めます。

公共施設に公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備を進めます。

マイナポータルや電子申請システムの利用による行政手続のオンライン化に加え、窓口手続きにおける町民の負担を軽減することや町職員の業務負荷の軽減を目指し、自治体窓口DX「書かない窓口」の整備を検討します。

上下水道料金口座振替依頼書、開栓届、閉栓届、名義変更届等のデータ化等を行い、業務の効率化を進めます。

【主な取組み】

◆書類のオンライン化、データ化の推進

◆AI等を活用したシステムの導入の検討

◆町職員のICTリテラシーの向上

◆公共施設の公衆無線LAN(Wi-Fi)の整備

◆業務のBPR*

◆「書かない窓口」整備の検討

(3) 情報アクセシビリティの確保

高齢者や障がいのある人を含む誰もが公共分野のホームページを利用することができるよう、ウェブアクセシビリティに関するJIS*規格に則ったウェブサイトの構築に配慮します。

ホームページについては、目的のページまでたどりつきやすいように個別ページだけでなく、ウェブサイト全体の構築の見直しを検討します。

【主な取組み】

◆町ホームページの充実

【関連計画】

●里庄町DX推進計画

現状と課題



- 本町では、消防、ごみ処理、上水道の供給等の広域的な事務について、一部事務組合等での共同処理により効率的な運営を行っています。
- 防災の分野では、広域避難が大きな課題となっています。南海トラフ巨大地震等の未曾有の災害が発生した際に、町民に限らず近隣の住民も相互に避難することが考えられることから今後は広域避難体制の確保に向けた協議が必要です。
- 井笠圏域での取組みについては、圏域市町と連携し、東京圏及び関西圏において開催される移住相談会へ出展し、移住先として岡山県に興味を持っている世代に対し、山から海まで多様な地域を有する井笠圏域の魅力を紹介するセミナーや個別相談を実施しています。また、結婚推進事業では、カップリングパーティや婚活イベントを共同で開催し、広域的・一体的に事業展開することにより、集客力・宣伝効果の向上を図っています。
- 高梁川流域連携中枢都市圏事業においては、町単独では効果の小さい事業を中心に、圏域全体の経済成長や住民生活の向上に資する取組みを進めています。また、DXを含めた情報共有や研修に基づく事業を推進しています。そして、今までの実績や成果、圏域内外の社会情勢の変更等を踏まえ、新たなビジョンを策定し、今後も引き続き連携することでのメリットを生かしながら効果的・効率的に各種事業を行っていく必要があります。

基本方針

一部事務組合への事務委託や共同運営により、行政の効率化を図ります。また、広域での経済成長や住民生活の向上を図るため、福祉分野や雇用対策、少子化対策（人口対策）、観光等あらゆる分野における近隣自治体との連携を強化します。

評価指標

指標	現状値	目標値
市町村間連携事業	65事業(令和5年度)	65事業(令和11年度)

(1) 一部事務組合による効率的な行政運営

広域的業務を担う一部事務組合による効率的な運営に努めながら、多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するとともに、構成市町間における生活基盤施設等の機能分担や共同化を図る等、広域での一体的な発展に向けた事業を推進します。

新たな広域連携拠点施設(熱利用施設)として、ごみの焼却で発生する熱を利用した屋内型温水プール等の整備を進めており、熱利用施設を有効に活用することで圏域の一体的な発展と地方創生に向けた連携事業を推進します。

【主な取組み】

- ◆一部事務組合における連携事業

(2) 市町村間の連携によるサービスの向上

町単独では課題解決が難しいような事業に対して、広域で対応できるような連携事業に参加していきます。

井笠圏域での取組みについても、引き続き観光振興及び雇用対策を中心に、広域実施のスケールメリット*を生かした事業を進めます。

また、高梁川流域連携中枢都市圏事業へ引き続き参加し、経済成長や生活関連機能のサービス向上を目指します。

3町行政研究会(里庄町、早島町、矢掛町)による3町合同の職員研修会を開催し、職員間の連携強化及び職務能力の向上に努めます。

【主な取組み】

- ◆井笠圏域における連携事業
- ◆3町行政研究会事業
- ◆高梁川流域連携中枢都市圏事業

【関連計画】

- 高梁川流域圏連携中枢都市圏ビジョン